

一宮市要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条** この要綱は、要安全確認計画記載建築物のうち、沿道建築物の耐震改修等事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、建築物の耐震改修の促進を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 本事業における技術上の指針は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。)によるものとする。

(定義)

- 第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 要安全確認計画記載建築物
建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第7条に規定する建築物をいう。
- (2) 沿道建築物
耐震改修促進法第7条第2号に規定する建築物をいう。
- (3) 住宅
戸建住宅、長屋又は共同住宅であり、住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満であるものをいう。
- (4) マンション
共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 建築物
第3号の住宅以外の建築物をいう。
- (6) 耐震診断資格者等
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に規定する者をいう。
- (7) 耐震診断
耐震診断資格者等が告示第184号に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (8) 安全な構造
告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対する安全な構造をいう。
- (9) 耐震改修等事業
次に掲げるいずれかのものとする。
- ア 耐震改修設計
耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断されたものについて、安全な構造とする耐震改修の計画をいう。

イ 耐震改修工事

耐震改修設計に基づいて行う工事をいう。

ウ 除却工事

耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断されたものについて、1棟すべてを除却する工事をいう。

(10) 計画認定

耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく、建築物の耐震改修の計画の認定をいう。

(11) 評定

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会の耐震改修計画の評定、判定又は評価等をいう。

(12) 建築確認

建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認をいう。

(13) 区分所有者

建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。

(14) 管理組合

区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項(第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

(15) 申請者

この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震改修等事業を実施しようとする者をいう。ただし、第4条に規定する補助対象者に該当する者が複数存在する場合は、そのうちの1名を申請者とし、管理組合を構成している場合は、管理組合を申請者とする。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる要安全確認計画記載建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内にある建築物であること。
- (2) 今回実施する耐震改修等事業(前条第9号に規定する同一の事業に限る。次号において同じ。)に関し、この要綱以外の補助等の交付を受けていないこと。
- (3) 今回実施する耐震改修等事業に関し、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、耐震改修設計に係る補助金の交付を受けた後に耐震改修工事又は除却工事に係る補助金を受けようとする場合を除く。
- (4) 補助対象建築物の固定資産税を滞納していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者。ただし、所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。
 - ア 区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。ただし、管理組合を構成している場合は、合意形成が図られていること。
 - イ 共有者(相続人が数人あるときを含む。以下同じ。)がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。

- (2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる者以外の者であること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれらと緊密な関係を有する者でないもの。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる耐震改修等事業は第2条第9号に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。なお、補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

区分		補助対象経費	補助金の交付額 (千円未満の端数は切り捨てる。)
設計	耐震改修設計	耐震改修設計に要する経費及び耐震改修計画認定に要する経費	補助対象経費の6分の5以内の額。ただし、5,000千円を限度とする。
工事	耐震改修 又は 除却工事	耐震改修工事又は除却工事に要する経費(工事監理に要する経費を除く)。ただし、57,000円/㎡(マンションの場合51,700円/㎡、住宅の場合39,900円/㎡)を限度とする。なお、住宅以外の耐震改修工事で、耐震診断の結果、 I_s (構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は、62,700円/㎡(マンションの場合56,900円/㎡)を限度とする。	補助対象経費の15分の11以内の額(マンションで納税証明書等が全ての戸数に満たない場合は、満たない戸数分の割合に応じて減額した額以内の額)を限度とする。

備考 耐震改修工事業については、補助額と租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額(以下「控除額」という。)の合計額を助成額とし、助成額から控除額を差し引いた額を交付額とする。

(補助金交付申請)

第7条 耐震改修設計に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震改修設計の実施に関する契約を締結する前で、かつ、補助事業を実施する年度の11月30日(11月30日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、交付決定を受けなければならない。(第2項及び第3項において同じ。)

- (1) 耐震改修設計費の見積書の写し
 - (2) 耐震診断結果報告概要書(様式第2号)
 - (3) 申請書別紙(様式第3号)
 - (4) 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、面積表などの関係図面等
 - (5) 補助対象建築物の外観写真(撮影位置を図示すること)
 - (6) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修設計の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの。
 - (7) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し交付決定を受けなければならない。
- (1) 耐震改修工事費の見積書の写し及び積算内訳書
 - (2) 耐震診断結果表(現状及び耐震改修後の I_s 値等が確認できるもの)
 - (3) 耐震改修設計に係る以下の書類
 - ア 評定の評定通知書の写し(評定が必要な場合)
 - イ 計画認定の認定通知書の写し(計画認定が必要な場合)
 - ウ 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し(建築確認が必要な場合)
 - (4) 申請書別紙(様式第3号)
 - (5) 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、面積表、改修部分等を表示した図面などの関係図面等
 - (6) 補助対象建築物の外観写真及び施工予定箇所が確認できる写真(撮影位置を図示すること)
 - (7) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修工事の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
 - (8) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 3 除却工事に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、除却工事の実施に関する契約を締結する前に、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し交付決定を受けなければならない。
- (1) 除却工事費の見積書の写し
 - (2) 耐震診断結果表(現状の I_s 値等が確認できるもの)
 - (3) 申請書別紙(様式第3号)
 - (4) 案内図、配置図、平面図、立面図、面積表などの関係図面等
 - (5) 補助対象建築物の外観写真(撮影位置を図示すること)
 - (6) 区分所有者がいる場合は、申請者が除却工事を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修工事の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
 - (7) 共有者がいる場合は、申請者が除却工事を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 申請者は、前項の通知を受け耐震改修等事業の実施に関する契約を締結した場合は、速やかに契約書の写しを市長に提出しなければならない。

(計画認定等)

第9条 申請者は、耐震改修設計について、計画認定、評定又は建築確認を受けなければならない。

(交付申請の内容の変更)

第10条 申請者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じる場合には、耐震改修等事業の実施に関する変更契約をする前に要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付変更申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ア 変更後の耐震改修等事業に要する経費の見積書の写し

イ 変更図面その他変更内容がわかる書類

ウ 申請書別紙(様式第3号)

(2) 補助金の額に変更が生じない場合には、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付変更届(様式第6号)に変更の内容がわかる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項第1号の申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助金の交付決定の変更を決定した場合は、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付変更決定通知書(様式第7号)をもって申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、前項の通知を受けた場合は、速やかに、耐震改修等事業の実施に関する変更契約を締結し、変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第11条 申請者は、交付申請の取下げをしようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月10日(2月10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付申請取下届(様式第8号)を提出しなければならない。

(遂行に関する指示等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して耐震改修等事業の遂行に関して、指導及び助言若しくは指示を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 市長は、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って耐震改修等事業を遂行していないと認める場合、改善を指示することができる。
- 3 市長は、申請者が前項の指示に従わない場合は、申請者に対して耐震改修等事業の全部又は一部について停止を指示することができる。

(実績報告等)

第 13 条 申請者は、耐震改修設計が完了したときは、耐震改修設計完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 10 日（2 月 10 日が閉庁日の場合は翌開庁日）のいずれか早い期日までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金完了実績報告書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 耐震改修設計に係る以下の書類
 - ア 評定の評定通知書の写し(評定が必要な場合)
 - イ 計画認定の認定通知書の写し(計画認定が必要な場合)
- (3) 領収書の写し又は請求書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、耐震改修工事完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 10 日（2 月 10 日が閉庁日の場合は翌開庁日）のいずれか早い期日までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金完了実績報告書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工状況がわかる写真
- (2) 領収書の写し又は請求書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、除却工事が完了したときは、除却工事完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 10 日（2 月 10 日が閉庁日の場合は翌開庁日）のいずれか早い期日までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金完了実績報告書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事後の写真
- (2) 領収書の写し又は請求書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金確定通知書(様式第 10 号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、完了実績報告書を受理した場合において、耐震改修等事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう申請者に指示することができる。

(補助金の交付の請求及び交付)

第 16 条 申請者は、第 15 条の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、補助金交付請求書(様式第 11 号)により、補助金の交付を市長に請求することができる。

2 市長は、前項の請求書に基づき、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

(地位の承継等)

第 17 条 申請者が死亡又は合併等により消滅した場合において、申請者の承継人が交付決定のあつ

た内容で耐震改修等事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て申請者の地位を承継することができる。

- 2 申請者がやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が補助金の交付決定のあった内容で耐震改修等事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。
- 3 前2項の規定により申請者の地位を承継しようとする者は、要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金地位承継届(様式第12号)に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 申請者は、第1項及び第2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) 第4条第3号に該当しないこととなったとき又は第7条の申請をしたときに第4条第3号に該当していなかったことが判明した場合
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(書類の保管等)

第19条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

- 2 申請者は、前項の帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

- 2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

この要綱は、2031年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (2021年5月21日改正)

この要綱は、2021年5月21日から施行する。

附 則 (2022年3月22日改正)

この要綱は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2023年3月29日改正)

この要綱は、2023年4月1日から施行する。

附 則 (2024年3月27日改正)

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (2025 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2026 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、2026 年 4 月 1 日から施行する。